

令和7年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省製造産業局鉱物課）

項目名	探鉱準備金又は海外探鉱準備金、新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除の拡充及び延長		
税目	<p>法人税                      [探鉱準備金又は海外探鉱準備金]                      租税特別措置法第58条、同法施行令第34条、同法施行規則第21条の15                      [新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費]                      租税特別措置法第59条、同法施行令第35条、同法施行規則第21条の16</p> <p>法人税（連結法人）                      [探鉱準備金又は海外探鉱準備金]                      租税特別措置法第68条の61、同法施行令第39条の88、同法施行規則第22条の59                      [新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費]                      租税特別措置法第68条の62、同法施行令第39条の89、同法施行規則第21条の16（読替規定）</p> <p>所得税                      [探鉱準備金]                      租税特別措置法第22条、同法施行令第14条、同法施行規則第9条                      [新鉱床探鉱費の特別控除]                      租税特別措置法第23条、同法施行令第15条、同法施行規則第9条の2</p>		
要望の内容	令和7年3月31日で適用期限の到来する本制度について、適用期限を3年間延長するとともに、海外探鉱準備金制度の対象者である国内鉱業者に準ずるものに係る適用要件の見直しを行う。		
内容		平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	▲98 百万円 ( ▲10,154 百万円) ( — 百万円)

新設・拡充又は延長を必要とする理由

## (1) 政策目的

エネルギー政策において、石油・天然ガスは2030年度の一次エネルギー供給においても合計約5割を占める見通しであり、重要な燃料である。他方、世界的な脱炭素化によりダイベストメントが進行し、気候変動対策への社会的な関心・要請の高まりにより事業者のリスクテイクが乏しくなっている。また、世界的なカーボンニュートラルの流れを受けて、石油・天然ガスに関する供給国の政策予見性の低下等が生じている。こうした中、ウクライナ危機によって世界の供給余力は減少した。我が国においても、燃料価格や電気料金等の高騰、これらに伴う物価高騰など大きな影響を受けた。これらにより、エネルギー・セキュリティの重要性が再認識されたところ。

2024年6月に開催されたG7プーリア首脳サミットにおいても、世界の天然ガス・LNG需給は引き続きタイトである中、天然ガス・LNGの重要性や、将来的な天然ガス・LNG不足への対応にはガスへの投資が適切であることが認識されている。

我が国においても、いかなる情勢変化へ柔軟に対応するための基盤をより強固なものとするため、石油・天然ガスの権益取得や調達先の多角化を進め、自主開発比率を可能な限り高めていくことがこれまで以上に重要となっている。

また、金属鉱物についても、2050年カーボンニュートラル実現に向けて、あらゆる工業製品の原材料として、国民生活及び経済活動を支える重要な資源であるが、同様にほぼ全量を海外からの輸入に依存していることや、国際市況の不安定化、探鉱開発プロジェクトの奥地化・深部化、資源国におけるナショナリズムの高まり等によるサプライチェーンの脆弱性に加え、国内外での脱炭素化の動きに伴う金属鉱物資源を巡る各国の資源獲得競争が激化するなど、安定供給確保においてリスクを抱えている。

エネルギー・資源の自主開発等の推進を通じて、これら課題を克服し、我が国の石油・天然ガス及び金属鉱物資源等の長期的かつ持続的な安定供給を維持・確保する。

## (2) 施策の必要性

本制度は、事業の継続（石油・天然ガス、金属鉱物資源等の採掘）に伴って鉱床が減耗していくという鉱業の特殊性に鑑み、鉱業所得等の一定率を探鉱準備金に繰り入れた後、探鉱費への支出を条件に所得控除を認めることで、操業に伴い減耗していく鉱床を新たな探鉱活動により補填（＝鉱業資本を回収）することを可能とするものであり、我が国企業が継続的に探鉱・開発を進め、我が国への資源の安定供給を図る上で必要不可欠な制度である。

資源のほぼ全量を海外からの輸入に依存する我が国において、資源の安定的かつ低廉な調達を行うためには、国際市場から調達するのみならず、我が国企業が海外での資源権益を確保し、直接その操業に携わることで、生産物の引取りを行う、いわゆる自主開発の推進を図ることが極めて重要である。

こうした中で、資源開発事業には、数多くのリスクが存在し、例えば、探鉱を開始したにもかかわらず資源が見つからないといった探鉱リスク、コスト上昇やスケジュール遅延といった操業リスク、政情不安や為替変動といったコントリブションリスクが代表的なものであり、昨今は、探鉱から生産開始に至るまでのリードタイムの長期化（10年～20年超）、総事業費の巨額化により、こうしたリスクは以前よりも増している。また、ウクライナ危機や中東情勢の緊迫化、米中対立の悪化によるシーレーンの不安定化など、事業者でのコントロールが極めて難しいリスクも生じている。

さらに、金属鉱物資源については、国内外でカーボンニュートラルの動きが加速する中、電気自動車や再生可能エネルギー関連機器等の普及拡大により、原材料である金属鉱物等の大幅な需要増加が見込まれるとともに、中国をはじめとする新興国による資源獲得競争が活発化する中、我が国として必要な金属鉱物資源の安定供給の確保を一層強化していくことが不可欠である。

こうした状況を踏まえ、更なる探鉱活動の促進や我が国の資源の安定供給確保を強力に推進、さらには2050年カーボンニュートラル実現に係る需要拡大に対応するための石油・天然ガス及び金属鉱物資源等の安定供給確保にあたっては、更なる取組強化が必須である。

<p>今回の要望（租税特別措置）に関連する事項</p>	<p>合理性</p>	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>6. 資源エネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並びに脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進</p> <p>○経済財政運営と改革の基本方針 2024（令和6年6月21日閣議決定） 第2章 社会課題への対応を通じた持続的な経済成長の実現</p> <p>3. 投資の拡大及び革新技術の社会実装による社会課題への対応 (2) GX・エネルギー安全保障 エネルギー安全保障については、ロシアのウクライナ侵略や不安定な中東地域による資源・エネルギー情勢の複雑かつ不透明さに対応するため、強靱なエネルギー需給構造への転換を進める。需要サイドにおいては、徹底した省エネルギーを進めるとともに、供給サイドにおいては、自給率向上に貢献し脱炭素効果の大きい再生可能エネルギー、原子力の電源を最大限活用する。石油・天然ガス、銅やレアメタル等の重要鉱物の安定供給を確保するため、同志国等との協調を含めた資源外交を進めるとともに、海外での上流開発を始めとするサプライチェーンの強靱化を促進する。戦略的に余剰 LNG を確保する。国産海洋資源の確保に向け、メタンハイドレート、海底熱水鉱床、レアアース泥等の技術開発に取り組む。</p> <p>○新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024 改訂版（令和6年6月21日閣議決定） VI. GX・エネルギー・食料安全保障 1. GX・エネルギー (2) 強靱なエネルギー需給構造への転換と脱炭素電源の拡大 ①複雑かつ不透明なエネルギー情勢への対応 エネルギー分野では、ロシアのウクライナ侵略や不安定な中東地域の資源・エネルギー情勢の複雑さ及び不透明さに対応するため、強靱なエネルギー需給構造への転換を進める。需要サイドにおいて、徹底した省エネルギーを進めるとともに、供給サイドにおいて、自給率の向上に寄与し脱炭素効果の大きい再生可能エネルギー、原子力の電源を最大限活用する。石油・天然ガス、銅やレアメタル等の重要鉱物の安定供給を確保するため、同志国等との協調を含めた資源外交を進めるとともに、海外での上流開発を促進するほか、戦略的に余剰 LNG を確保する。国産海洋資源の確保に向け、メタンハイドレート、海底熱水鉱床、レアアース泥等の技術開発に取り組む。</p> <p>○G7 プーリア首脳コミュニケ（2024年6月14日）（仮訳） &lt;エネルギー、気候、環境&gt; ロシアのエネルギーへの依存のフェーズアウトを加速するという例外的な状況において、明確に規定される国の状況を条件に、例えば低炭素及び再生可能な水素の開発のための国家戦略にプロジェクトが統合されることを確保することにより、ロックイン効果を創出することなく我々の気候目標と整合的な方法で実施されるならば、ガス部門への公的に支援された投資は、一時的な対応として適切であり得る。</p> <p>○GX 実現に向けた基本方針（令和5年2月10日閣議決定） 2. エネルギー安定供給の確保を大前提とした GX に向けた脱炭素の取組 (2) 今後の対応 6) 資源確保に向けた資源外交など国の関与の強化 ロシアによるウクライナ侵略を契機に世界の LNG 供給余力がより減少するなど、世界の資源・エネルギー情勢がより複雑かつ不透明となる中、資源の大部分を海外に依存する我が国においては、化石燃料と金属鉱物資源等の安定供給確保のため、国が前面に立って資源外交を行う必要がある。</p> <p>○エネルギー基本計画（令和3年10月22日閣議決定）</p>
-----------------------------	------------	--------------------------	--

5. 2050 年を見据えた 2030 年に向けた政策対応

(9) エネルギー安定供給とカーボンニュートラル時代を見据えたエネルギー・鉱物資源確保の推進

カーボンニュートラルへの道筋に様々な不確実性が存在する状況においても、エネルギー・セキュリティの確保に関しては一切の妥協は許されず、必要なエネルギー・資源を安定的に確保し続けることが国家の責務である。昨今の中東情勢の変化や新興国の需要拡大、シーレーンの不安定化、戦略物資を巡る国際的な緊張の高まり等も踏まえ、石油・天然ガスや金属鉱物資源等の海外権益獲得や国内資源開発を通じて安定供給確保は、国民生活及び経済活動の観点から重要であり、引き続き確実に達成する必要がある。こうした状況を踏まえ、①足下で必要な石油・天然ガス等の更なる安定的な確保、②電化等で需要が拡大するレアメタル等の金属鉱物資源の更なる安定的な確保、③脱炭素燃料・技術の導入・拡大について、資源・燃料政策として一体的につつまえ、我が国が資源・エネルギーの安定供給に万全を期しつつ、カーボンニュートラルへの円滑な移行を実現するための包括的な政策を推進する。

②石油・天然ガス等の自主開発の更なる推進

石油・天然ガスのほぼ全量を輸入に依存する我が国は、輸入依存度が高いことによる調達における交渉力の限界や、中東情勢等により影響を受けやすいという構造的課題を抱えている。こうした中で、石油・天然ガスの安定供給確保のためには、我が国企業が直接その開発・生産に携わる海外の上流権益確保と国内資源開発を通じた自主開発を進めることが極めて重要である。そのため、我が国として、内閣総理大臣を筆頭とした資源外交や JOGMEC によるリスクマネー供給等を通じて、我が国企業による自主開発を推進してきた。

一方、新型コロナウイルス感染拡大に端を発した油価低迷による上流投資の減少、中東情勢の不安定化や南シナ海・東シナ海での緊張の高まりに伴うシーレーンリスクの高まり、さらには 2020 年 10 月の 2050 年カーボンニュートラル宣言や 2021 年 4 月の 2030 年度の新たな温室効果ガス排出削減目標の表明など、石油・天然ガスを取り巻く国内外の情勢は大きく変化した。

こうした中であっても、石油・天然ガスの安定供給確保の重要性は全く変わるものではなく、むしろ、いかなる情勢変化にも柔軟に対応するための基盤として、世界的な環境意識の高まりも踏まえつつ、自主開発比率を可能な限り高めることの重要性が一層増している。このため、石油・天然ガスの安定供給確保に向けて、引き続き資源外交の推進や JOGMEC によるリスクマネーの供給等により、自主開発を推進し、石油・天然ガスの自主開発比率（2019 年度は 34.7%）を 2030 年に 50%以上、2040 年には 60%以上に引き上げることを目指す。

⑥鉱物資源の確保

鉱物資源は、あらゆる工業製品の原材料として、国民生活及び経済活動を支える重要な資源であり、カーボンニュートラルに向けて需要の増加が見込まれる再生可能エネルギー関連機器や自動車等の製造に不可欠である。特に、エネルギーの有効利用の鍵となる蓄電池、モーター、半導体等の製造には、銅やレアメタル等の鉱物資源の安定的な供給確保が欠かせない。他方、鉱物資源は、鉱種ごとに埋蔵・生産地の偏在性、中流工程の寡占度、価格安定性等の状況が異なり、上流の鉱山開発から下流の最終製品化までに多様な供給リスクが存在している。

これまで国は、JOGMEC を通じた海外権益確保へのリスクマネー供給や資源探査等を通じて、我が国企業による鉱物資源の安定的な供給確保を支援してきた。他方、資源ナショナル

			<p>ズムの高まりや開発条件の悪化等により、資源開発リスクは引き続き上昇傾向にある。また、一部のレアメタルについては、上流のみならず中流工程についても特定国による寡占化が進みつつあるという課題もある。このため、引き続きJOGMECを通じた継続的な資源探査や開発に係る正確な情報の収集・発信等に取り組みつつ、特に需要の急増が見込まれ、供給途絶が懸念される鉱種については、リスクマネー支援を強化する。</p> <p>国内非鉄製錬所は、鉱物資源のサプライチェーンの要として、高品質な金属地金供給、鉱石等の副産物であるレアメタル回収、使用済製品のリサイクルによる資源循環等の重要な機能を担っている。他方、鉱石等の品位の低下や新興国の需要拡大に伴う国際的な競争激化等を背景として、非鉄製錬所を取り巻く環境は厳しい状況となっている。このため、国内製錬所における鉱石等の調達リスクや需要の急激な変動リスク等を低減するための支援を強化することにより、特定国に依存しない強靱なサプライチェーンの構築に取り組む。また、各非鉄製錬所の得意分野を活かしたリサイクル資源の最大限の活用、製錬等のプロセス改善・技術開発による回収率向上、企業間連携・設備導入等による生産性向上等のため、投資を促進していく。さらに、海外からの供給リスクを大きく低減するため、レアメタルの使用量低減技術やその機能を代替する新材料開発に向けた取組の更なる支援を行う。</p> <p>レアメタルの短期的な供給途絶対策である備蓄制度については、需要家のニーズの変化や鉱種ごとの供給動向等も踏まえ、必要な備蓄量を確保するとともに、備蓄鉱種を柔軟に入れ替えるなど、機動的な対応が可能となるよう、不断に制度の改善を行っていく。</p> <p>こうした施策に加え、首脳・閣僚レベルを始めとする包括的資源外交を重層的に展開することにより、ベースメタルの自給率（2018年度は50.1%）については、引き続き2030年までに80%以上を目指す。さらに、リサイクルによる資源循環を促進することによって、我が国企業が権益を有する海外自山鉱等からの調達確保を合わせて2050年までに国内需要量相当のベースメタル確保を目指す。なお、レアメタルについては、ベースメタル生産の副産物であることが多いこと、権益比率とは関係なくオフテイク権が設定されることが多いことから、一律の自給率目標は設けず、鉱種ごとに安定供給確保に取り組んでいく。</p> <p>○石油・天然ガス 石油・天然ガスの自主開発比率を2030年に50%以上、2040年には60%以上に引き上げる。</p> <p>○金属鉱物 我が国の金属鉱物の安定供給の確保を強化するため、自主開発鉱石の輸入を促進する（金属鉱物は多種にわたるため、効果測定指標として、「鉱物資源（ベースメタル）の自給率を2030年までに80%以上に引き上げる」を設定）。</p> <p>※石油・天然ガスの自主開発比率 輸入量及び国内生産量に占める、我が国企業の権益に関する引取量及び国内生産量の割合。</p> <p>※鉱物資源（ベースメタル）の自給率 金属需要に占める、我が国企業の権益下にある輸入鉱石から得られる地金量に国内スクラップから得られるリサイクル地金等の量を加えたものの割合。「金属需要量」「我が国企業の権益下にある輸入鉱石から得られる地金量」及び「国内スクラップから得られるリサイクル地金等の量」については、貿易統計（財務省）、業界団体・事業者からの聞き取り調査による。</p>
		<p>政策の達成目標</p>	

	租税特別措置の適用又は延長期間	令和7年4月1日～令和10年3月31日（3年間）
	同上の期間中の達成目標	○石油・天然ガス 石油・天然ガスの自主開発比率を引き上げる。  ○金属鉱物 鉱物資源（ベースメタル）の自給率を引き上げる。
	政策目標の達成状況	○石油・天然ガス 石油・天然ガスの自主開発比率を2030年に50%以上、2040年には60%以上に引き上げる。 〔石油・天然ガスの自主開発比率〕 平成30年度：29.4% 令和元年度：34.7% 令和2年度：40.6% 令和3年度：40.1% 令和4年度：33.4%  ○金属鉱物 我が国の鉱物資源安定供給を確保するため、自主開発鉱石の輸入を推進する（鉱物資源（ベースメタル）の自給率を2030年までに80%以上に引き上げる。）。 〔鉱物資源（ベースメタル）の自給率〕 平成30年度：50.2% 令和元年度：52.1% 令和2年度：50.4% 令和3年度：45.8% 令和4年度：37.7%
有効性	要望の措置の適用見込み	今後、国内案件に加えて、中東、東南アジア等における石油・天然ガス、北中米、豪州等における金属鉱物等の探鉱が行われる見込みであり、年間数十件の申請が見込まれる。
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本措置により、探鉱開発投資が促進されることで自主開発比率の維持・向上につながり、我が国石油・天然ガス及び金属鉱物資源等の安定供給確保に寄与する。 石油・天然ガスにおける令和4年度の探鉱準備金取崩額に対する探鉱投資額の比率は概ね7割程度であり、探鉱支出の備えとして本制度を活用している。また、本措置の延長により、今後も本制度の活用による自主開発比率の維持・向上が見込まれる。 金属鉱物における令和4年度の探鉱準備金取崩額に対する探鉱投資額の比率は、概ね8割程度であり、探鉱支出の備えとして本制度を積極的に活用している。また、我が国の鉱物資源（ベースメタル）の自給率について、算出根拠である経済産業省の統計が令和2年度で終了し、一部の代替データ利用により令和3年度から減少しているが、本制度は自給率向上の下支えとして有効であると考えられる。また、今回の拡充措置により、海外探鉱準備金制度の対象者が増えて、さらなる自給率の向上に寄与することが見込まれる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	海外投資等損失準備金
	予算上の措置等の要求内容及び金額	○石油・天然ガス ・（独）エネルギー・金属鉱物資源機構 海外探鉱等事業への出資 【令和6年度予算額：1,082億円】  ○金属鉱物 ・（独）エネルギー・金属鉱物資源機構 海外探鉱等事業への出融資

【令和6年度予算額：1,087億円】

上記の予算上の措置等と要望項目との関係

我が国企業は、生産規模や財務基盤が欧米資源メジャーや新興国の国営石油企業と比べて小さいため、単独での権益取得や探鉱・開発事業の実施が困難となる場合がある。上記措置は、出資等によってリスクマネーを供給することを通じて資源開発案件を直接的に支援し、我が国の資源確保の安定化を図るものである。

一方、減耗控除制度は、鉱山・油田等の開発は多額の投資を要し、また、鉱山・油田等の産出量維持のためには新規の探鉱を繰り返さないと操業の継続（石油・天然ガス及び金属鉱物資源等の採取）に伴って鉱床が減耗していくという鉱業の特殊性に鑑み、鉱業者による次の自主開発鉱山・油田等の探鉱費の確保を円滑化するための制度であり、①自ら鉱山等を開発する事業者が、②採掘収入の一定割合について将来の探鉱費を確保するための準備金として積立て、③その準備金を実際に探鉱費用に充てる場合に所得控除を認めるものである。

要望の措置の妥当性

補助金等の予算措置は、申請から交付に至るまでの時間を要するとともに交付決定がなされるかどうか不確実で予見可能性が低い。一方、本制度は税法上の要件を満たすことによって利用できる制度であり、準備金から探鉱費を支出することにより、特別控除が受けられることから、企業の探鉱投資を誘導、促進させる制度として補助金等よりも中立で予見可能性があることから、政策手段としての的確。

また、本制度は鉱業の特殊性に鑑み、探鉱費への支出を条件に所得控除を認めるものであり、我が国企業が継続的に探鉱・開発を進め、我が国への資源の安定供給を図る上で必要不可欠な制度であるとともに、鉱山操業の持続により地域経済、雇用の維持も図られることから、国民の納得できる必要最小限の措置となっている。

なお、自主開発比率等は長期的には増加傾向にあるものの、開発から時間が経過し、例えば、非鉄金属鉱山では資源価格の変動により上流権益獲得への動きが遅滞するなどの懸念があることから、石油・天然ガス及び金属鉱物資源の安定供給を確保するためには、本制度により企業の探鉱投資を誘導・促進することで、2030年に向けて引き続き自主開発比率等の向上を図ることが必要。

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項

租税特別措置の適用実績

○適用数（単位：件数）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
探鉱準備金又は海外探鉱準備金	27	19	19	22
新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費	10	9	8	9

○適用額（単位：億円）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
探鉱準備金又は海外探鉱準備金	236	207	404	282
新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費	48	55	33	45

○減収額（単位：億円）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
探鉱準備金又は海外探鉱準備金	55	48	94	66
新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費	11	13	8	11

		<p>※出典：①令和2年度～令和4年度：          ・適用数及び適用額は、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（財務省）          ・減収額は、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（財務省）を基に経済産業省にて算出          ②令和5年度：前3年度の平均値（推計）</p>																		
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	<p>租税特別措置法第58条、第68条の61          第59条、第68条の62</p> <p>適用件数：19件          8件</p> <p>適用総額：404億円          33億円</p> <p>※令和4年度の租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（財務省）</p>																		
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	<p>石油・天然ガスの自主開発比率は、平成29年度の26.6%から、令和4年度には33.4%に上昇している。          鉱物資源（ベースメタル）の自給率は、平成30年度50.2%から、令和4年度には37.7%に下がっているが、算出根拠である経済産業省の統計が令和2年度で終了し、一部の代替データ利用によるものである。          石油・天然ガスの自主開発比率や鉱物資源（ベースメタル）の自給率については、様々な要因から増減しているものの、中長期的なトレンドとしては、上昇傾向にあり、本制度は、政策目標の達成に関して有効であると考えられる。</p>																		
	前回要望時の達成目標	<p>我が国企業による探鉱・開発事業のための投資活動の促進を図ることにより、自主開発比率（金属鉱物資源にあっては自給率）の向上を図る。</p>																		
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	<p>鉱山開発は初期探鉱から操業までに10年～20年程度の期間を要する。また、鉱石等の輸入量は景気動向により大きく左右されることから、自主開発比率は常に向上していくというわけではないが、長期的には着実に増加傾向にある。</p> <p>自主開発比率・自給率の推移（単位：%）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石油・天然ガス</td> <td>自主開発比率（注1）</td> <td>40.6</td> <td>40.1</td> <td>33.4</td> <td>集計中</td> </tr> <tr> <td>鉱物資源（ベースメタル）</td> <td>自給率（注2）</td> <td>50.4</td> <td>45.8</td> <td>37.7</td> <td>集計中</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注1）石油・天然ガスの自主開発比率＝（我が国企業の権益下にある原油・天然ガスの引取量＋国内生産量）÷（原油・天然ガスの輸入量＋国内生産量）          （注2）鉱物資源（ベースメタル）の自給率は、金属需要に占める、我が国企業の権益下にある輸入鉱石から得られる地金量に国内スクラップから得られるリサイクル地金等の量を加えたものの割合。</p>			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	石油・天然ガス	自主開発比率（注1）	40.6	40.1	33.4	集計中	鉱物資源（ベースメタル）	自給率（注2）	50.4	45.8	37.7	集計中
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度															
石油・天然ガス	自主開発比率（注1）	40.6	40.1	33.4	集計中															
鉱物資源（ベースメタル）	自給率（注2）	50.4	45.8	37.7	集計中															
	これまでの要望経緯	<p>昭和40年度 「探鉱準備金と新鉱床探鉱費の特別控除」制度創設（3年間）          昭和43年度 延長（2年間）          昭和45年度 延長（1年間）          昭和46年度 延長（3年間）          昭和49年度 延長（3年間）          昭和50年度 拡充（海外探鉱準備金及び海外新鉱床探鉱費の特別控除）          昭和51年度 縮減（準備金収入金額基準：15%→14%）          昭和52年度 延長（3年間）          縮減（準備金収入金額基準：14%→13%）          昭和55年度 延長（3年間）          昭和58年度 延長（3年間）</p>																		

昭和61年度	延長	(3年間)
平成元年度	延長	(3年間)
平成4年度	延長	(3年間)
平成7年度	延長	(3年間)
平成10年度	延長	(3年間)
	縮減	(準備金収入金額基準：13%→12%)
平成13年度	延長	(3年間)
平成16年度	延長	(3年間)
平成19年度	延長	(3年間)
平成22年度	延長	(3年間)
平成25年度	延長	(3年間)
	拡充	(国内鉱業者に準ずる者の新設等)
	縮減	(海外探鉱準備金所得金額基準：50%→40%)
平成28年度	延長	(3年間)
	拡充	(準備金積立据置期間の延長：3年→5年)
	縮減	(減耗控除限度額の所得基準：翌期繰越欠損金控除後額に変更等)
令和元年度	延長	(3年間)
	拡充	(国内鉱業者に準ずる者の要件：出資比率50%以上→議決権比率50%以上)
	縮減	(海外自主開発法人要件：鉱石引取率30%→40%)
令和4年度	延長	(3年間)
	縮減	(特別控除の対象から、石炭、亜炭及びアスファルトを除外)